

和寒町通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組～

和 寒 町

1. 趣旨

全国で相続く通学路の交通事故を受け、教育委員会・学校・P T A・道路管理者・交通安全担当部署・警察署等が町内通学路危険個所の合同点検を実施し、必要な対策内容について関係機関で協議し、児童生徒が安全に通学できるよう通学路の安全確保を図ることとします。

2. 実施する組織

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「通学路安全推進会議」を設置しました。

○交通安全対策関係

- ・ 士別警察署
- ・ 和寒町総務課

○教育関係

- ・ 和寒町教育委員会
- ・ 和寒町立小学校長
- ・ 和寒町立中学校校長

○道路管理者関係

- ・ 旭川開発建設部士別道路事務所
- ・ 旭川建設管理部事業者
- ・ 和寒町建設課

3. 取組の方向性

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、合同点検を実施及び継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善及び充実に努めます。

(2) 定期的な合同点検

①合同点検の実施時期等

ア 町内の小中学校において、報告された危険個所を対象に、合同点検を実施します。なお、道路新設など周辺交通状況の大きな変化により通学路状況に検討を要する場合は、その都度合同点検を実施します。

イ 積雪時の危険個所については、箇所調査、対応によるものとし、積雪状況に応じて、その都度対応します。

ウ 効率的、効果的に合同点検を行うため、重要課題を設定し、合同点検を実施します。

②合同点検の体制

学校、保護者、道路管理者、警察、自治会等が参加する合同点検を行います。

(3) 対策の検討

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに歩道整備や防護柵設置などのハード対策や、交通規制や交通安全教育などのソフト対策について、必要箇所に応じて具体的なメニューを検討します。

(4) 対策の実施

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が出ているのか確認するため、各学校への聞き取りを実施するなど、対策実施後の効果を把握するための手法を検討し、対策効果の把握を実施します。

(6) 対策の改善、充実

対策実施後も合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4. 箇所図、箇所一覧表の公表

学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために、実施箇所について「点検箇所一覧表」及び「点検箇所図」を作成し、公表します。